

過疎地域における固定資産税の課税免除について

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、以下の要件に該当する固定資産税の課税免除を受けることができます。

《適用要件》

対象区域	旧周東町、旧本郷村、旧錦町、旧美川町、旧美和町の区域																	
対象業種	・製造業 ・旅館業（下宿営業除く） ・農林水産物等販売業 ・情報サービス業等 ※「農林水産物等販売業」とは？ 対象区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該区域以外の地域の者に販売することを目的とする事業のこと。																	
対象となる固定資産	令和3年4月1日から令和9年3月31日の期間に取得等をした事業者 ○家屋：建物 ○償却資産：建物の附属設備及び構築物、機械及び装置 ○土地：家屋の敷地である土地（土地の取得（土地の所有権が移転した日）の翌日から起算して一年以内に当該土地の敷地内に家屋の建設の着手があった場合に限る。） ※取得等とは 取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含みます。																	
課税免除の要件	青色申告書を提出する個人または法人で、資本金に対して設備の取得価格（圧縮記帳後の価格）の合計額が下表のとおり。 <table><tr><th rowspan="2">業種</th><th colspan="3">資本金規模</th></tr><tr><th>5,000万円以下 （個人を含む）</th><th>5,000万円超 1億円以下</th><th>1億円超</th></tr><tr><td>製造業 旅館業</td><td>500万円以上</td><td>1,000万円以上 ※</td><td>2,000万円以上 ※</td></tr><tr><td>農林水産物等販売業 情報サービス業等</td><td>500万円以上</td><td colspan="2">500万円以上※</td></tr></table> ※資本金規模が5,000万円を超える法人は新設、増設のみ。 （既存設備の取替または更新により、生産能力が従来に比べ概ね30%以上増加した部分は、新増設とみなします。）			業種	資本金規模			5,000万円以下 （個人を含む）	5,000万円超 1億円以下	1億円超	製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上 ※	2,000万円以上 ※	農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上※	
業種	資本金規模																	
	5,000万円以下 （個人を含む）	5,000万円超 1億円以下	1億円超															
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上 ※	2,000万円以上 ※															
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上※																
課税免除の期間	固定資産を課すべき最初の年度以降3ヵ年度																	

《申請方法》

以下の書類等を岩国市中山間地域振興室（連絡先は下部）にご提出ください。

○提出書類

- ・固定資産税課税免除申請書（様式は市ホームページからダウンロード）
- ・不動産の全部事項証明書
- ・履歴事項全部証明書（法人）
- ・事業所全体の平面見取り図
- ・製造設備（機械装置等）配置図
- ・製造工程図
- ・売買契約書の写し（土地、家屋又は償却資産）
- ・建築工事請負契約書の写し（家屋又は償却資産）
- ・当該家屋の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- ・取得した日、事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類
（法人税法施行規則別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し、特別償却の付表の写し、特別償却をしていない場合は理由書）
- ・償却資産申告書の写し（対象となる償却資産を明示する）
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

《申請期限》

1月31日まで

《国・県の優遇措置》

設備の取得等について、法人税や所得税（国税）に係る割増償却や、事業税や不動産取得税（県税）の課税免除等を受けることができる場合があります。また、国税の優遇を受けるためには、事前に市の確認を受ける必要がありますので、確認申請書（様式は市ホームページからダウンロード）を中山間地域振興室にご提出ください。

〈お問合せ・申請書ダウンロード〉

岩国市 市民協働部 地域づくり推進課 中山間地域振興室

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14-51 4階

TEL：0827-29-5015

Mail：chiiki@city.iwakuni.lg.jp

HP：https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/115/63602.html